

令和6年1月

## 会員事業主各位

(一社)川口地区労働基準協会  
会長 石川 義明 勤  
〒332-0015 川口市川口3-1-1  
川口総合文化センター1階  
TEL 048-258-3756

## 《 春季健康診断のご案内 》

初春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、協会の運営に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、春季健康診断を下記のとおり実施いたしますので、是非ご利用下さいますよう  
ご案内申し上げます。

### 記

健診機関をご選択いただき、健診申込書にご記入の上、3月25日(月)までに事務局に  
FAXしてください。 FAX 048-253-7620

後日、健診機関より日程の確認等のご連絡が参ります。

### 健診機関

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| ☆ 戸田中央総合健康管理センター 〒335-0022 | 戸田市上戸田2-32-20<br>TEL048-446-0137 FAX048-445-8899 |
| ☆ ライフサポートクリニック 〒332-0002   | 川口市弥平4-6-24<br>TEL223-2576 FAX223-2637           |

### 実施要綱

- (1) 健康診断の対象は、会員事業場の従業員です。
- (2) 受診申込書には、定期・特殊の該当欄に受診人数を記入してください。
- (3) 受診場所は原則として申込み事業場としますが、検診車の駐車不能の場合は、最寄りの事業場へお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (4) 受診当日、健康診断個人票を担当医に提出してください。
- (5) 申込書を出されますと検診機関から受診日・受診時間・受診場所等について事業場あてに連絡があります。

## 健康診断結果報告の提出について

次の健康診断結果は、川口労働基準監督署に提出してください

- (1) 衛生管理者の要選任事業場は、「定期健康診断結果報告」を遅滞なく提出
- (2) じん肺健康診断については、毎年12月末日のものを、翌年2月末日までに提出
- (3) 有機溶剤等特殊健康診断は、6ヵ月毎に検診を行いその結果を遅滞なく提出

### そ の 他

- (1) 定期健康診断と特殊健康診断は同時に実施します。
- (2) 健康診断の結果については、検診機関から直接事業場に送付されます。
- (3) 要精密検査の場合は、検診機関と相談して実施してください。
- (4) 検診日時等については直接検診機関とご相談ください。
- (5) 受診料は、受診当日検診機関に直接お支払いください。
- (6) 個人票は、検診機関が無料で用意します。
- (7) ご不明な点は、協会事務局にお問い合わせください。 TEL 2 5 8 - 3 7 5 6

## 川口市勤労者定期健康診断料 補助金交付制度

川口市では、市内中小企業勤労者の健康保持・成人病予防の推進のため、労働安全衛生規則第44条に基づく健康診断を実施した事業者に対し、下記により受診料の一部を補助しております。

**1 資 格 要 件** 川口市内に中小企業基本法第2条に該当する事業所を有する事業者の方

- |               |   |                           |
|---------------|---|---------------------------|
| ◎ 製造業・建設業・運輸業 | — | 従業員 300人以下または資本金3億円以下     |
| ◎ 卸 売 業       | — | 従業員 100人以下または資本金 1 億円以下   |
| ◎ サ ー ビ ス 業   | — | 従業員 100人以下または資本金5,000万円以下 |
| ◎ 小 売 業       | — | 従業員 50人以下または資本金5,000万円以下  |

- 2 補助の対象** 労働安全衛生規則第44条に規定されている定期健康診断の受診料
- 3 補助の金額** 一人当たり1,800円(ただし、受診料が1,800円に満たないときは、その額)
- 4 申請方法** 健康診断を行った後、所定の申請書類に医療機関の発行した領収証を添付して1年以内に申請してください。
- 5 問合せ先** 市役所労政課 TEL 2 5 8 - 1 1 1 0